

## 定期考査期間中の気象警報発令時の特別措置について

- 1 警報（大雨、暴風、大雪）の発令地域は、「神戸市」とします。
- 2 午前6時30分時点で警報発令中であれば、自宅待機とし、午前9時までに解除された場合は、次の時間帯で考査を実施します。なお、高校定期考査期間で中学が短縮授業となっている場合、中学もこの時間帯で授業を実施します。

朝礼 12:45
1校時 13:00～13:50
2校時 14:05～14:55
3校時 15:10～16:00

- 3 午前9時の時点で警報が解除されていない場合は休校となります。  
この日の考査は、考査最終日の翌日に実施します。高校が考査で、中学が授業の場合、中学の授業は短縮授業となります。
- 4 居住地の気象、交通機関の状況によっては、登校をひかえ、無理のないようにしてください。定期考査を実施した場合、気象、交通機関の状況によって考査を受験できなかった生徒に限り、追試験を実施します。

なお、この特別措置は定期考査期間中（高校定期考査で中学短縮授業となっている日を含む）にのみ適用します。考査期間中以外の気象警報発令時は、これまで通り、ハンドブック及び生徒手帳記載の措置にしたがってください。